

鷹栖町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

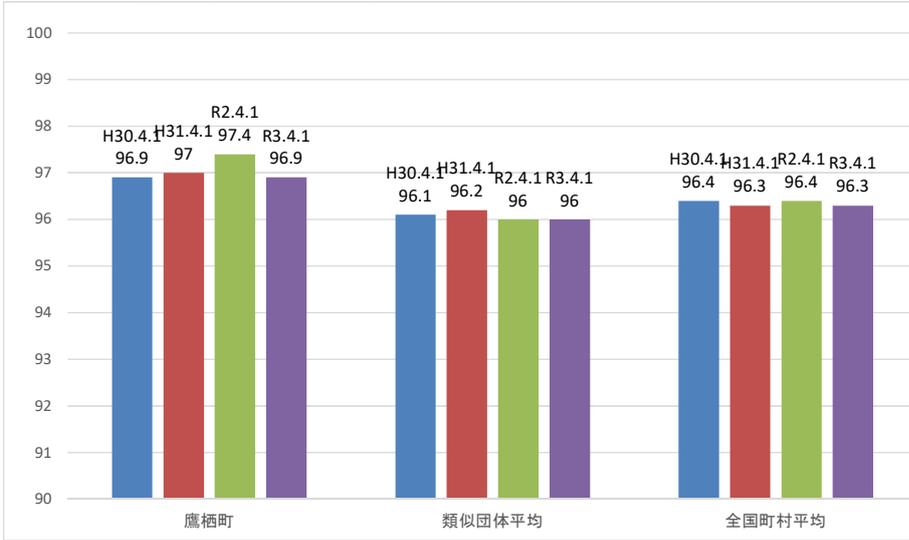
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 令和元年度の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	6,762	6,935,252	159,541	1,130,851	16.3	14.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	91	320,336	89,731	127,744	537,811	5,910	5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)通用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

本町は人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的に見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期 平成27年4月1日)

(内容例) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層においては民間との間に差があることを踏まえ、2,500円程度引き上げ。激変緩和のため、平成27年度より3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

本町は地域手当非該当のため省略

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鷹栖町	37.7 歳	287,700 円	355,252 円	328,152 円
北海道	42.8 歳	322,084 円	414,254 円	364,117 円
国	43.0 歳	325,827 円	— 円	407,153 円
類似団体	41.0 歳	298,750 円	345,218 円	328,287 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	鷹栖町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与特例・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年	
一般行政職	大学卒	270,200 円	348,200 円	394,300 円	該当者なし
	高校卒	228,300 円	319,100 円	362,000 円	385,700 円

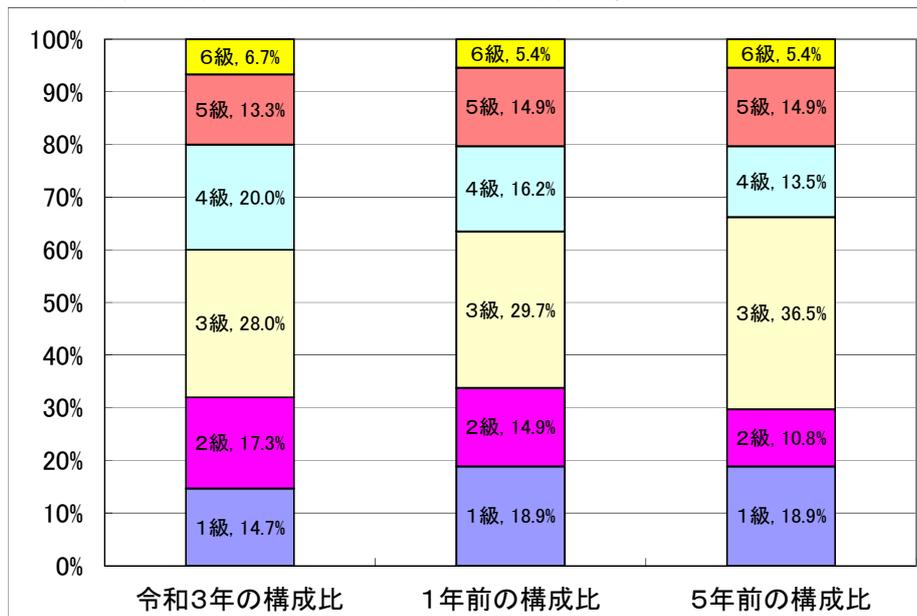
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

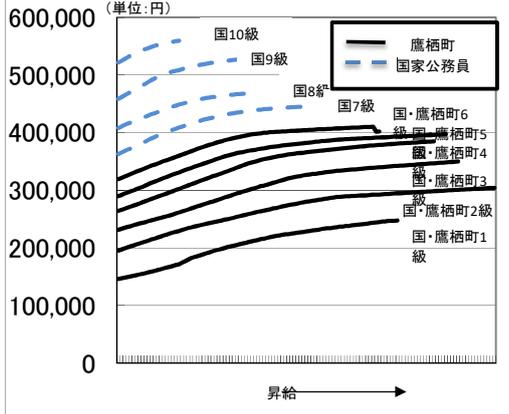
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	11 人	14.6 %	146,100 円	247,600 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	13 人	17.3 %	195,500 円	304,200 円
3 級	1 係長、主査の職務 2 主任の職務	21 人	28.0 %	231,500 円	350,000 円
4 級	1 課長補佐、主幹、保健師長の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査の職務	15 人	20.0 %	264,200 円	384,900 円
5 級	1 課長、室長、参事、所長、事務局長、会計管理者の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐、主幹、保健師長の職務	10 人	13.3 %	289,700 円	397,000 円
6 級	困難な業務を処理する課長、室長、参事、所長、事務局長、会計管理者の職務	5 人	6.7 %	319,200 円	410,800 円

(注) 1 鷹栖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況(鷹栖町)

令和3年4月2日から令和4年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用した	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鷹栖町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,404 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,579 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(鷹栖町)

令和3年度における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用した	活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

鷹栖町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(増加率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(増加率2~45%)		
1人当たり平均支給額	397 千円	18,153 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
札幌市	0 人	3 %	3 %
東京都三鷹市	0 人	10 %	10 %
東京都特別区	0 人	20 %	20 %

(4) 特殊勤務手当

※制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	35,721 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	452 千円
支給実績(令和元年度決算)	43,379 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	549 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	・扶養親族1人につき6,500円 ・子1人につき10,000円 ※満16歳から満22歳までの子:1人5,000円加算	同じ		13,093 千円	267,204 円
住居手当	・持家の場合:7,000円 ・借家の場合(家賃12,000円を超えるものに限る)家賃の金額に応じて27,000円を上限に支給	やや異なる	持家の場合、国支給なし	10,929 千円	151,791 円
通勤手当	・2km以上5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,200円 ・10km以上15km未満 7,100円 ・15km以上20km未満 10,000円	同じ		2,428 千円	37,353 円
管理職手当	・課長、参事、局長 42,000円 ・課長補佐、主幹 32,000円	やや異なる	国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	9,000 千円	450,000 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合支給 勤務一回につき6,000円、8,000円(6時間を超える場合は100分の150乗じた額)	やや異なる	国とは対象となる官職の区分が異なる	0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯の区分や扶養親族の数などに応じて支給 51,700円～131,900円	やや異なる	町の支給日11月1日	9,375 千円	97,656 円

※扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	給料月額			額等	
	(参考)類似団体における最高/最低額				
給料	町長	730,000	円	860,000	／ 360,500
	副町長	(-)	(円)		
報酬	議長	250,000	円	400,000	／ 230,000
	副議長	(-)	(円)		
期末手当	町長	(令和2年度支給割合)			
	副町長	4.45	月分		
退職手当	議長	(令和2年度支給割合)			
	副議長	4.45	月分		
備考	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×勤続年数×5.126	14,967,920 円	任期满了時	
備考	町長	給料月額×勤続年数×3.234	7,632,240 円	任期满了時	
	副町長				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

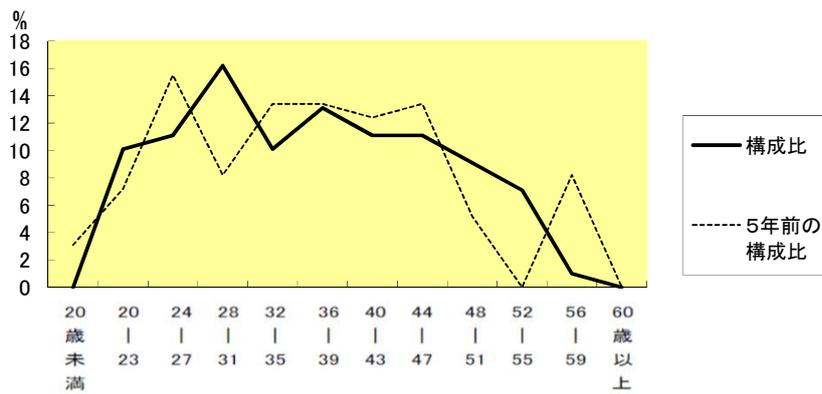
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	-1 職員の派遣が終了したことによる減
		総務	24	24	
		税務	7	6	
		農林水産	12	12	
		商工	2	2	
		土木	9	9	
		民生	15	16	
	衛生	11	11	1 業務増	
	計	81	81	(参考) 人口1万人当たりの職員数 119.79 (人) (類似団体の人口1万人当たり職員数 133.25 (人))	
	教育部門	10	10		
消防部門					
小計	91	91	(参考) 人口1万人当たりの職員数 134.58 (人) (類似団体の人口1万人当たり職員数 158.93 (人))		
公営企業計等部門	水道	2	2		
	下水道	1	1		
	その他	5	5		
小計	8	8			
合計		99	99	(参考) 人口1万人当たりの職員数 146.41 (人)	
		[129]	[129]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条約定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	11人	16人	10人	13人	11人	11人	9人	7人	1人	0人	99人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門別		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	81	81	82	81	81	0 (0.0%)
教育	職員数	11	11	10	10	10	△1 (-9.1%)
普通会計	職員数	92	92	92	91	91	△1 (-1.1%)
公営企業等会計	職員数	9	9	9	8	8	△1 (-11.1%)
総合計	職員数	102	101	101	99	99	△3 (-2.9%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	%
令和2年度	千円 253,406	千円 24,284	千円 12,849	% 5.1	% 4.9

区分	職員数 A	給与費				1人当たり	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
令和2年度	人 2	千円 7,908	千円 1,725	千円 3,216	千円 12,849	千円 6,425	千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鷹栖町	44.5 歳	332,800 円	525,669 円
市町村平均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鷹栖町		鷹栖町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和2年度)		1人当たり平均支給額(令和2年度)	
1,608 千円		1,404 千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~15%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

鷹栖町			鷹栖町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(増加率2~45%)			定年前早期退職特例措置(増加率2~45%)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	397 千円	18,153 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			
0 円			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %	0 人	3 %
東京都三鷹市	10 %	0 人	10 %
東京都特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当

※制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	218 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	109 千円
支給実績（令和元年度決算）	388 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	194 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の職員数

（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和2年度決算）
扶養手当	・扶養親族1人につき6,500円 ・子1人につき10,000円 ※満16歳から満22歳までの子:1人5,000円加算	同じ		396 千円	198,000 円
住居手当	・持家の場合:7,000円 ・借家の場合(家賃12,000円を超えるものに限る)家賃の金額に応じて27,000円を上限に支給	やや異なる	持家の場合、国支給なし	324 千円	324,000 円
通勤手当	・2km以上5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,200円 ・10km以上15km未満 7,100円 ・15km以上20km未満 10,000円	同じ		50 千円	50,400 円
管理職手当	・課長、参事、局長 42,000円 ・課長補佐、主幹 32,000円	やや異なる	国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合支給 勤務一回につき6,000円、8,000円(6時間を超える場合は100分の150乗じた額)	やや異なる	国とは対象となる官職の区分が異なる	0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯の区分や扶養親族の数などに応じて支給 51,700円～131,900円	やや異なる	町の支給日 11月1日	264 千円	131,900 円

※扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間